

三次市受動喫煙防止対策ガイドライン 【第2版】

三次市

平成28年3月策定

令和4年3月改訂

目次

| | | |
|---|-------------------------------|-------|
| 1 | 趣旨 | 1 |
| 2 | 基本的な考え方 | 1 |
| 3 | 受動喫煙防止対策の必要性 | 1 |
| 4 | 受動喫煙防止対策の方向性 | 2 |
| 5 | 受動喫煙防止対策の具体的方法 | 3 |
| 6 | 各機関の役割 | 4 |
| 7 | 市民等への周知 | 5 |
| 8 | 改正健康増進法における義務内容及び義務違反時の対応について | |
| ● | 参考資料 | 根拠法令等 |

1 趣旨

受動喫煙による健康への悪影響があることから防止対策が求められており、本市では、健康づくり推進計画において禁煙や分煙を推進しています。

「健康増進法」において受動喫煙防止について、努力義務が定められていましたが、平成30年「健康増進法の一部を改正する法律」が成立し、望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の者が利用する施設等の区分に応じ、当該施設等の一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、当該施設等の管理について権限を有する者が講ずべき措置等について定められました。

また、それに伴って広島県がん対策推進条例の一部も改正され、大人に比べて、たばこの煙の有害物質の影響を受けやすく、自らの意志で受動喫煙を避けることが難しい子供を受動喫煙から守る観点から上乗せ規制を行うこととなりました。これにより、受動喫煙防止対策が一層強化されました。

本市でも、上記のような動きを受けて、受動喫煙の機会ゼロをめざし、受動喫煙による健康被害をなくし市民の健康増進を図るため、平成28年度に策定しております「本市受動喫煙防止ガイドライン」の見直しを実施しました。

2 基本的な考え方

本ガイドラインは、喫煙者と非喫煙者がお互いの立場を理解・尊重し、すべての人が安全・快適に過ごすことができる環境づくりを行い、多数の人が利用する公共的な施設については、受動喫煙による健康への悪影響を未然に排除し、市民の健康増進を図ることを目的とします。また、施設内だけでなく、屋外であっても子どもをはじめとする多数の人が利用する公共的空間について、受動喫煙防止のための十分な配慮を行うために、市民、関係団体、行政が一体となった受動喫煙防止対策を進めていくための指針とし活用します。

3 受動喫煙防止対策の必要性

(1) 受動喫煙の健康被害

受動喫煙による健康への悪影響については、流涙、鼻閉、頭痛等の諸症状や肺がんや循環器疾患等のリスクの上昇を示し、受動喫煙による年間死亡者数は、15,000人と報告があります。

また、非喫煙妊婦であっても受動喫煙により低出生体重児の出産の発生率が上昇するという研究報告があります。受動喫煙の煙中には、ニコチンや一酸化炭素など様々な有害化学物質が含まれており、乳幼児突然死症候群、子どもの呼吸器感染症や喘息発作の誘発など呼吸器疾患の原因となり、特に親の喫煙によって、子どもの呼吸器症状や呼吸機能の発達に悪影響が及ぶなど、様々な報告がされています。

(2) 喫煙による疾病リスク

たばこの煙には発がん性物質が含まれており、日本人の死因の第1位であるがんや、脳卒中、心臓病をはじめ多くの病気と関係しており、喫煙により年間12～13万人が死

亡しているとの報告があります。

また、喫煙をしていると免疫力が低下するため、新型コロナウイルスやインフルエンザ、肺炎などの感染症にもかかりやすくなると言われています。喫煙や受動喫煙をなくすことにより、これらの疾病のリスクは大きく低下し、健康寿命の延伸にも効果的だと考えられます。

4 受動喫煙防止対策の方向性

(1) 施設・区域における受動喫煙防止対策

敷地内全面禁煙は、受動喫煙対策として極めて有効であると考えられているため、受動喫煙防止対策の基本的な方向性として、多数の人が利用する公共的な空間については、原則として敷地内全面禁煙を推進します。敷地内全面禁煙を実施している場所では、その旨を表示し周知を図るとともに、利用者・来客者等にも理解と協力を求める等の対応をとります。

(2) 敷地内全面禁煙が極めて困難である施設・区域における受動喫煙防止対策

全面禁煙が、極めて困難である場合には、施設管理者は、喫煙可能区域を設定する等の受動喫煙防止対策に努め、将来的には全面禁煙をめざします。

全面禁煙が極めて困難である場合においても、「職場における受動喫煙防止のガイドライン」(令和元年7月1日付け厚生労働省)等を参考に、喫煙場所から非喫煙場所にたばこの煙が流れ出ないことはもちろんのこと、適切な受動喫煙防止措置を講ずる必要があります。喫煙可能区域を設定した場合においては、禁煙区域と喫煙可能区域を明確に表示し、周知を図り、理解と協力を求めるとともに、喫煙可能区域に未成年や妊婦が立ち入ることがないように措置をとります。また、管理者は、その区域に灰皿を置く場合は受動喫煙防止に特別の配慮を行うよう努めます。

●敷地内全面禁煙とする施設(第一種施設及び本市が設置関する施設)

多数の者が利用する施設のうち、学校、病院、児童福祉施設、未成年者や妊婦が利用する施設等(第一種施設)においては、原則、敷地内全面禁煙とします。また、市が設置管理する施設については、第一種施設以外であっても敷地内全面禁煙をめざす取り組みを行います。

<対象施設の例>

- ・学校(小学校、中学校、高等学校等)
- ・児童福祉施設(保育所、児童クラブ等)
- ・保健・医療施設(病院、診療所、保健センター等)
- ・官公庁施設(市役所、支所) 等
- ・市が設置管理する施設(コミュニティセンター、福祉施設等)

●原則、屋内禁煙とする施設（第二種施設）

多くの人が集まり利用し、一定時間を過ごす施設では、原則、屋内禁煙となっており、これを徹底します。喫煙を認める場合は室外への煙の流出防止措置を施した喫煙専用室・指定（加熱式）たばこ専用の喫煙室の設置が必要です。また、喫煙可能部分には、喫煙可能な場所である旨の掲示を義務付け、客・従業員ともに20歳未満は立ち入り禁止となっています。

<対象施設の例>

- ・運動施設（体育館、運動施設）
- ・高齢者・障害者施設（老人ホーム、身体障害者福祉センター等）
- ・事務所・工場
- ・美術館等
- ・金融機関（銀行等）
- ・大規模小売店舗（百貨店、ショッピングセンター等）
- ・劇場等（劇場、興行場、集会場、展示場、斎場等）
- ・交通機関乗降・待合（JR駅、バス待合所等）
- ・公衆トイレ 等

【経過措置】既存特定飲食提供施設

- ・既存（2020年4月1日以前に開店）の経営規模の小さな飲食店
個人または中小企業が経営
客席面積100㎡以下

⇒喫煙可能な場所である旨を掲示することにより、店内で喫煙可能

喫煙可能部分には、客・従業員ともに20歳未満は立ち入り禁止

喫煙専用室と同等の煙の流出措置を講じている場合は、非喫煙スペースへの20歳未満の立ち入りは可能

●施設内で喫煙可能な施設（喫煙目的施設）

禁煙区域と喫煙可能区域を明確に表示し、たばこの煙が流れ出ないように適切な措置をとることを徹底します。

屋内に喫煙場所を設置する場合は、屋内に独立した排気装置を持つ喫煙場所を設けるよう努めます。

※「屋内」とは、外気の流入が妨げられる場所として、屋根がある建物であって、かつ、側壁が概ね半分以上おおわれているものの内部とし、これに該当しない場所については「屋外」となります。

<対象施設の例>

- ・公衆喫煙所



<表示例>

- ・喫煙を主たる目的とするバー、スナック等
- ・店内で喫煙可能なたばこ販売店

5 受動喫煙防止対策の具体的方法

(1) 敷地内禁煙

建物を含む敷地を禁煙とし、敷地内には喫煙場所を設置しません。

敷地内・建物内ともに禁煙であることを、ポスター等で周知します。(義務ではない)

(2) 屋内禁煙

ア 屋内を禁煙にします。

イ 屋内で喫煙を認める場合は、喫煙専用室、もしくは、指定(加熱式)たばこ専用の喫煙室を設置し、禁煙区域への煙の流出防止措置がとられた喫煙場所と禁煙区域に分け、次のことに留意します。

- (ア) 出入口において、室外から室内に流入する空気の気流が、0.2m毎秒以上であること
- (イ) たばこの煙が室内から室外に流出しないよう、壁、天井等によって区画されていること
- (ウ) たばこの煙が屋外又は外部の場所に排気されていること
- (エ) 当該場所の出入口及び当該施設等の主たる出入口の見やすい箇所に必要な事項を記載した標識を掲示しなければならないこと
- (オ) 喫煙専用室等へ20歳未満の者を立ち入らせてはならないこと

<喫煙室の種類>

| 喫煙設備の基準等 | | 標識の掲示 | |
|---|---|---|--|
| | | ① 喫煙室の入口 | ② 店舗の入口 |
| ⑤ 喫煙専用室 屋内の一部に設置可能 【喫煙専用室の技術的基準】 ・ 出入口において室外から室内に流入する空気の気流が0.2m毎秒以上である。 ・ たばこの煙(蒸気を含む)が室内から室外に流出しないよう、壁、天井等によって区画されている。 ・ たばこの煙が屋外又は外部に排気されている。 (イメージ) | <ul style="list-style-type: none"> ●喫煙のみ可 ●飲食不可 ●20歳未満立入禁止 ●標識の掲示が必要 | (例) 喫煙専用室 Designated smoking room <small>20歳未満の方は立ち入れません。 【喫煙】には、加熱式たばこを喫うことが禁じます。</small> | (例) 喫煙専用室あり Designated smoking room available <small>【喫煙】には、加熱式たばこを喫うことが禁じます。</small> |
| | ⑥ 加熱式たばこ専用喫煙室 屋内の一部に設置可能 【加熱式たばこ専用喫煙室の技術的基準】 ・ 出入口において室外から室内に流入する空気の気流が0.2m毎秒以上である。 ・ たばこの煙(蒸気を含む)が室内から室外に流出しないよう、壁、天井等によって区画されている。 ・ たばこの煙が屋外又は外部に排気されている。 (イメージ) | <ul style="list-style-type: none"> ●加熱式たばこのみ喫煙可 ●飲食可 ●20歳未満立入禁止 ●標識の掲示が必要 | (例) 加熱式たばこ専用喫煙室 Designated heated tobacco smoking room <small>20歳未満の方は立ち入れません。</small> |

イラスト抜粋) 備北地域保健対策協議会作成 「飲食店事業者のみなさま向けリーフレット」

＜施設の入り口に掲示する標識の例＞



参考) 厚生労働省「なくそう！望まない受動喫煙！」ホームページ

(3)屋外での喫煙

公共的な空間においては、子どもなど20歳未満の者や妊婦、患者の近くで喫煙しないこと、ポイ捨てや歩きたばこ（路上喫煙）をなくし、喫煙可能区域で喫煙するなど喫煙マナーを徹底します。

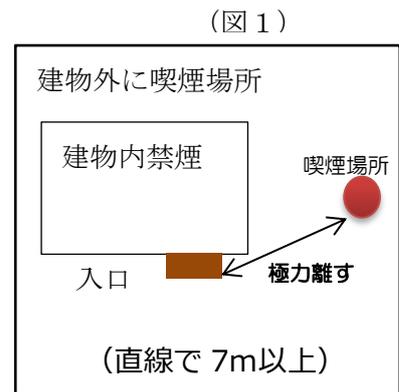
＜区域で喫煙しない対象施設の例＞

- ・遊具のある公園
- ・停留所
- ・公道（学校，児童福祉施設，遊具のある公園，停留所，横断歩道の付近のもの）など

＜屋外喫煙所を設置する場合の参考＞

喫煙場所の設置は、対象施設の出入口やその付近を利用する通行人から極力（直線で7メートル以上）離す、子どもの動線を避ける、遮蔽を設けるなどの配慮が必要であり、ドアの開閉や通行人の動きによりたばこの煙が建物内や近隣施設等へ流れないように十分配慮します。

また、通学の時間帯や子どもや不特定多数の人が利用する横断歩道、停留所、公園などがある場合、施設から7メートル以内にある公道についても同様の配慮をします。（図1）



①外から内部が見えること

喫煙所内部の状況が外部から見える構造にすると、火災予防対策や労務管理が容易となる効果が期待できます。

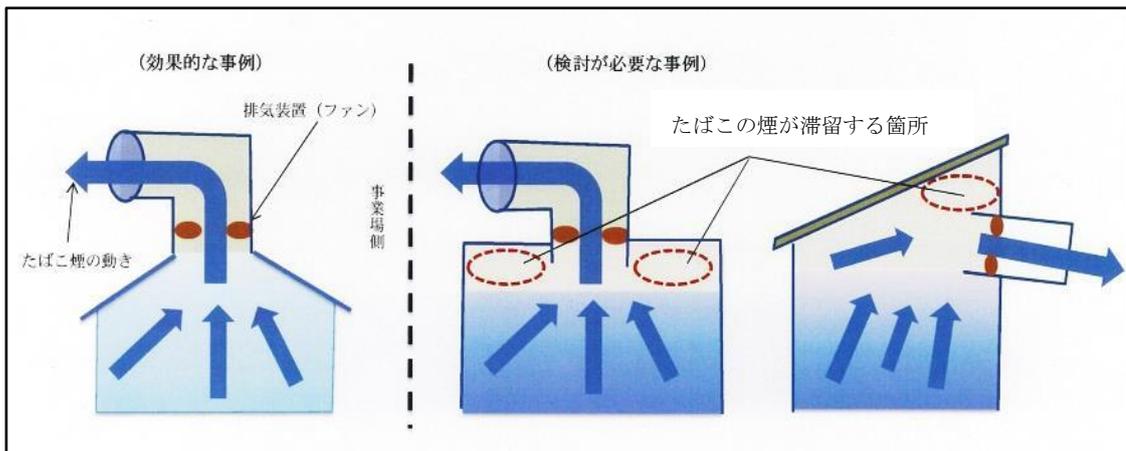
②天井（屋根）、壁の構造及び屋外排気装置

たばこ煙が喫煙所内部に滞留せず、また天井に沿って水平方向に拡散しないように工夫してください。

(ア) 図2の<効果的な事例>のように、天井部分に傾斜をつけ、天井の頂点部分に屋外排気装置を設置し、たばこ煙を建物とは反対側に逃がすような構造にすることが効果的です。(開放系・閉鎖系共通)

なお、同図の<検討が必要な事例>のような場合には、たばこ煙が滞留する箇所があるので、改善についての検討が必要です。

<排気装置の例> (図2)



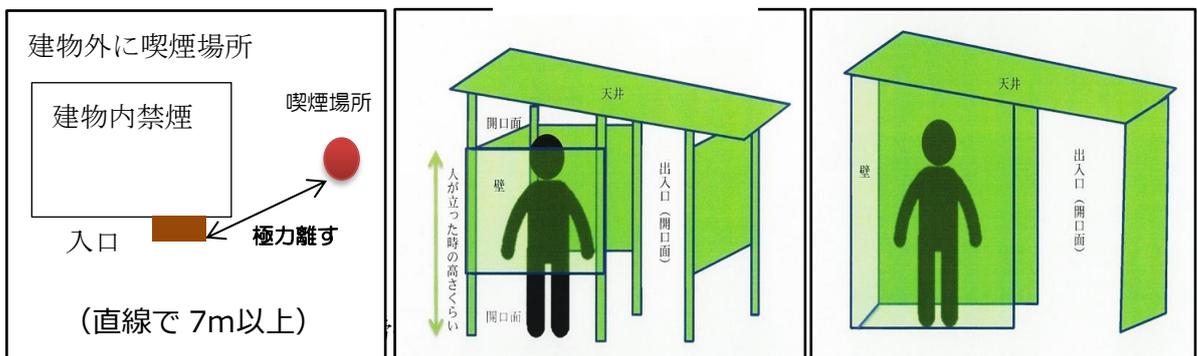
(イ) 屋外喫煙所に壁を設置する場合、図3の<効果的な事例>のような構造にすると、喫煙所内のたばこ煙の滞留を防ぎつつ、屋外喫煙所の近くを往来する者の受動喫煙を低減する効果もあると考えられます。(開放系)

(ウ) 閉鎖系の場合、屋外排気装置で適切に換気し、排出したたばこ煙が建物出入り口から建物内に流入しないような構造にしてください。(閉鎖系)

(図3)

(効果的な事例)

(検討が必要な事例)



(一社) 日本労働安全衛生コンサルタント会 受動喫煙防止対策ガイドブック

※7mの根拠…たばこ煙のにおいと発がん性物質は最低半径7mまで届くとされている「屋外における受動喫煙防止に関する日本禁煙学会の見解と提言」より

(4) その他

事業者は、利用者だけでなく従業員に対して喫煙ルールを決めるなど受動喫煙防止対策に対する意識を高め、従業員の受動喫煙防止に努めます。

『職場における受動喫煙防止のためのガイドライン（令和元年7月1日）』を参考に、施設ごとの実情に応じた受動喫煙対策を進めます。

※改正法では、各施設の管理権原者等に対し、従業員の受動喫煙を防止するための措置を講ずることを努力義務として設けている。また、労働安全衛生法においては、事業者に対して屋内における労働者の受動喫煙を防止するための努力義務を課している。

6 各機関の役割

| 各機関等 | 役割・めざすべき姿 |
|------------|---|
| 県・市 | 望まない受動喫煙が生じないように、受動喫煙防止をするための措置を総合的かつ効果的に推進するよう努める。 望まない受動喫煙が生じないように、受動喫煙を防止するための措置の総合的かつ効果的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努める。 |
| 市民 | タバコとアルコールが健康に与える影響を理解し、禁煙・受動喫煙防止に取り組む。 |
| 保健医療福祉関係者 | 敷地内全面禁煙の推進 健康被害・禁煙指導 |
| 保育所・学校 | 敷地内全面禁煙の推進 |
| 公共施設等施設管理者 | 敷地内全面禁煙の推進 |
| 事業者 | 建物内全面禁煙の推進 禁煙の推進（従業員を含む） |

<根拠法令>

- ・健康増進法第25条
- ・広島県がん対策推進条例 第24条—第26条
- ・三次市健康づくり推進計画

7 市民等への周知

市は、たばこの健康への悪影響や市民にとって有用な情報など、最新の情報を収集し発信するものとする。

施設管理者は、市民や利用者に対し、受動喫煙防止対策の具体的方法及び趣旨についてポスター掲示等により周知するとともに、理解と協力を得るものとする。

敷地内に喫煙可能区域を設定した場合には、禁煙区域と喫煙可能区域を明確に表示するものとする。

8 改正健康増進法における義務内容及び義務違反時の対応について【参考資料参照】
改正健康増進法においては、以下の義務を課すこととしています。

【全ての者】

- ① 喫煙禁止場所における喫煙の禁止
- ② 紛らわしい標識の掲示，標識の汚損等の禁止

【施設等の管理権原者等】

- ③喫煙禁止場での喫煙器具，設備等の設置禁止
- ④喫煙室内へ20歳未満の者を立ち入らせないこと 等

義務に違反する場合については、まずは「指導」を行うことにより対応する。指導に従わない場合等には、義務違反の内容に応じて勧告・命令等を行い、改善が見られない場合に限り、罰則（過料）を適用する。（※④については、指導・助言のみ。勧告・命令，過料なし。）